

## 障害者手帳について

### ■申請窓口

障がい福祉課（9番～13番窓口：本庁1階西側）

TEL 40-7255 FAX 40-7379

### ■身体障害者手帳

手足などの肢体、視覚や聴覚、心臓、腎臓や呼吸器などに障がいのある方がいろいろな社会福祉サービスを受ける時に必要な手帳です。

#### 1 申請の流れ

- (1) 指定医師に「身体障害者診断書」を記入してもらいます。
- (2) 市役所の窓口（9～13番）で申請手続きを行います。
- (3) 市役所から手帳交付のお知らせの手紙が届きます。  
※手帳の発行までは、2～3ヶ月かかります。
- (4) 市役所で手帳を受け取ります。

#### 2 手続きに必要なもの

- (1) 「身体障害者診断書」様式は市役所に置いています。  
※手続きの時に提出する診断書は、申請日から3か月以内のものに限ります。
- (2) 顔写真 1枚（タテ4cm、ヨコ3cm）  
※脱帽上半身で本人確認ができること（一年以内に撮影したもの）  
※カラープリンターやコピー等による耐久性のない写真ではないこと  
※データでの「顔写真」の提出も可能
- (3) 印鑑（みとめ印）※新規申請のみ
- (4) マイナンバー（個人番号）がわかるもの（下記のどちらか）
  - ・個人番号カード
  - ・通知カード＋身分証明書（顔写真付きのもの－運転免許証など）
- (5) 現在お持ちの手帳（手帳の等級変更等をされる方のみ必要）

### ■療育手帳

知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいと判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導、相談や各種のサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

#### 1 申請の流れ

- ※事前に来庁予約が必要です。連絡をしていただきますようお願いします。
- (1) 市役所の窓口（9～13番）で申請手続きを行います。  
成育歴や身辺自立等について聞き取り調査を1時間程度実施します。
  - (2) 佐賀県総合福祉センターで判定を受けます。  
判定の日時は、総合福祉センターから通知文が送付されます。
  - (3) 市役所から手帳交付のお知らせの手紙が届きます。  
※手帳の発行までは、3ヶ月以上かかります。

(4) 市役所で手帳を受け取ります。

## 2 手続に必要なもの

(1) 顔写真 1枚(タテ4cm、ヨコ3cm)

※脱帽上半身で本人確認ができること(一年以内に撮影したもの)

※カラープリンターやコピー等による耐久性のない写真ではないこと

※データでの「顔写真」の提出も可能

(2) 母子健康手帳

(3) マイナンバー(個人番号)がわかるもの(下記のどちらか)

・個人番号カード

・通知カード+身分証明書(顔写真付きのもの-運転免許証など)

(4) その他

・18歳以上の方は学業成績証明等

・知能検査を受けた方は、その結果等

## ■精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がい状態にあることを証するもので、手帳が交付されると、自立した生活や社会参加を支援するためのいろいろな社会福祉サービスを受けることができます。

### 1 申請の流れ

※初診日から6か月以上経過してないと申請ができません。

(1) 「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」を医師に記入してもらいます。

(2) 市役所の窓口(9~13番)で申請手続を行います。

(3) 市役所から手帳交付のお知らせの手紙が届きます。

※手帳の発行までは、数か月程度の期間を要します。

(4) 市役所で手帳を受け取ります。

### 2 手続に必要なもの

(1) 「診断書(精神障害者保健福祉手帳用)」様式は市役所に置いています。

※手続の時に提出する診断書は、申請日から3か月以内のものに限ります。

(2) 顔写真 1枚(タテ4cm、ヨコ3cm)

※脱帽上半身で本人確認ができること(一年以内に撮影したもの)

※カラープリンターやコピー等による耐久性のない写真ではないこと

※データでの「顔写真」の提出も可能

(3) 印鑑(みとめ印)

(4) マイナンバー(個人番号)がわかるもの(下記のどちらか)

・個人番号カード

・通知カード+身分証明書(顔写真付きのもの-運転免許証など)